

札幌市児童福祉法施行条例の改正について

1 改正内容について

新規採用の従事者のうち、資格要件を満たすものについては、認定資格研修の修了予定者として、一定期間、放課後児童支援員としてみなすことができることとしたい。

2 現状と今後の課題について

➤ 現状について

- 平成 27 年度に放課後児童支援員（以下、「支援員」という。）という職が位置づけられた。支援員になるためには、資格要件を満たし、認定資格研修（以下、「研修」という。）を修了しなければならない。
- 現在は、研修を修了していなくても、支援員としてみなす経過措置期間中で、経過措置は令和 2 年 3 月 31 日で終了する予定。

➤ 今後の課題について

- 経過措置が終了すると、新たに採用される職員は資格要件を満たしていても、研修を修了するまでは支援員としてみなすことができなくなる。（研修は年 2 回を予定）
- 支援員が少ない事業所では、急な退職等で支援員の不足が生じたときには、すぐに補充することができず、運営できなくなる可能性がある。（支援員については、常に 2 人以上（内 1 人は補助員でも可能）の配置が必要）

3 施行条例改正案について

上記のことを踏まえ、施行条例を下記のとおり改正することとしたい。

○現行

- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

○改正案

- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したもの又は放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して 1 年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定しているものでなければならない。